

【日向農業協同組合の行動計画】

職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境をつくることによって、その能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1、計画期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日

2、内 容

目標1 計画期間内に、育児休業の取得状況を次の水準以上にする。

男性職員・・・取得人数を1人以上とすること

女性職員・・・取得率100%とすること

<対策>

- 令和2年4月～ 育児休業対象者がでた時点で、業務内容や業務体制の見直し、代替要員の確保など育児休業を取得しやすい環境作りを行う。
- 令和2年4月～ 育児休業対象者に対し、担当部署が面談を行い、取得事例等の話を直接行う。

目標2 育児・介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業などの諸制度の周知

<対策>

- 令和2年4月～ 育児・介護休業取得対象者に対し、諸制度の内容を十分理解してもらうため、担当部署により講習会を行う。

目標3 計画期間内に、年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

- 令和2年4月～ 各部署の所属長と担当部署の両方において、年次有給休暇の取得状況を把握する。
- 令和2年4月～ 各部署において、年次有給休暇の取得計画を策定する。